

# 森の里二丁目地区まちづくり協定

## (趣旨)

**第1条** この協定は、森の里二丁目地区における工作物及び自動販売機に関する基準並びに動物飼育に関する規範を協定し、住宅地としての環境を良好に維持増進することを目的とする。

## (用語の定義)

**第2条** この協定における用語の意義は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）に定めるところによる。

## (名称)

**第3条** この協定は、森の里二丁目地区まちづくり協定（以下「協定」という。）と称する。

## (協定区域及び地区)

**第4条** この協定の対象となる区域（以下「協定区域」という。）及び地区は、森の里二丁目建築協定において表示する区域及び地区とする。

## (協定の締結)

**第5条** この協定は、協定区域内の土地の所有者（法第77条の規定により土地の所有者と見なされる借主を含む。）並びに建築物の所有を目的とする地上権者及び賃借権者並びに居住者（以下「所有権者等」という。）の全員の合意により締結する。

## (協定の効力)

**第6条** この協定は、その効力が生じた日以後において協定区域内の土地の所有権者等となった者に対してもその効力があるものとする。

## (協定の変更及び廃止)

**第7条** この協定に係る協定区域、工作物及び自動販売機に関する基準、動物飼育に関する規範、有効期間又は協定違反があった場合の措置を変更しようとするときは、協定者（協定区域内の所有権者等をいう、以下同じ。）の四分の三以上の合意によらなければならない。

2 この協定を廃止しようとする場合は、協定者の過半数の合意を得なければならない。

## (工作物の制限)

**第8条** 協定区域内の工作物は、次の各号に定める基準によるものとする。

- (1) 架台等を設けて人工地盤とすることは禁止する。
- (2) 工作物の高さは、現況の宅地地盤面から、10メートル以下とする。ただし、第15条に規定する運営委員会（以下「運営委員会」という。）の同意を得たものについては、この限りではない。
- (3) 工作物の色彩は、周囲との調和に配慮すること。

## (自動販売機の制限)

**第9条** 協定区域内に自動販売機を設置してはならない。ただし、運営委員会の同意を得たものについては、この限りではない。

## (動物飼育に関する規範)

**第10条** 協定区域内の動物の飼育において、次の各号に定める規範に心掛けるもの

とする。

- (1) 動物の愛護に努め、愛情をもって飼育する。
- (2) 動物の無責任な飼い放しはせず、家族の一員として生涯世話をする。
- (3) 動物の排泄物は放置せず、責任をもって衛生的に始末する。
- (4) 動物飼育において近隣と問題が生じた場合は、誠意をもって解決に努める。

#### **(委員会の同意)**

**第11条** 協定者は、協定区域内に工作物を製造又は自動販売機を設置しようとする場合は、運営委員会に計画概要書を提出し、同意を得るものとする。

- 2 前項の計画概要書が提出された場合、運営委員会は、第8条及び第9条に適合していることを審査し、提出された日から起算して30日以内に結果を書面により通知するものとする。

#### **(違反者に対する措置)**

**第12条** 運営委員会の委員長は、運営委員会の決定に基づき、第8条、第9条又は前条の規定に違反した所有者等（以下「違反者」という。）に対して工事の施工の停止を請求し、且つ書面をもって相当の猶予期間を設け、当該違反行為を是正するために必要な措置をとるよう請求するものとする。

- 2 前項の請求があった場合において、違反者は遅滞なくこれに従わなくてはならない。

#### **(土地の所有者等の届出)**

**第13条** 土地の所有者等は、土地の所有権及び建築物の所有を目的とする地上権や賃借権を移転するときは、速やかにその旨を運営委員会に届けるよう努めること。

#### **(信義、誠意の原則)**

**第14条** 協定者から協定の各事項又は協定に定めのない事項に関して疑義が生じた場合には、運営委員会が誠意をもって対応するものとする。

#### **(委員会)**

**第15条** この協定の運営に関する事項を処理するため、運営委員会を設置する。ただし、運営委員会は森の里二丁目建築協定運営委員会が兼ねることができるものとする。

- 2 委員会の運営、組織等について必要な事項は、別に定める。

#### **(有効期間)**

**第16条** この協定の有効期間は、森の里二丁目建築協定の認可公告のあった日から5年とする。

- 2 この協定に関して、期間満了前に協定者の過半数から異議等の申し出がない場合は、期間満了の翌日から起算して、更に5年間同一条件により協定は更新されるものとし、以後この例による。
- 3 有効期間中に行われた違反者の措置に関しては、期間満了後も、なおその効力を有するものとする。

#### **附 則**

この協定は、森の里二丁目建築協定の認可公告のあった日からその効力を生じる。

.....

この協定は、平成27年4月1日から施行する。